

事務連絡  
平成30年8月17日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再周知）

標記については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成30年7月13日保医発0713第1号。以下「通知」という。）により、70歳以上においては、高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合又は新たに発行される限度額適用認定証の適用区分（現役並みI・II）等から、それぞれの所得区分に応じて、「26区ア」、「27区イ」、「28区ウ」、「29区エ」又は「30区オ」を、診療報酬請求書等における「特記事項」欄及び訪問看護療養費請求書等における「特記」欄に記載することとしています。

その取扱いについて、下記のとおり改めて周知いたしますので、別添団体各位におかれましては遺漏なきよう再周知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、70歳以上の高額療養費制度の見直しの内容については、厚生労働省ホームページ『高額療養費制度を利用される皆さんへ』

（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryouthoken/juuyou/kougakuiryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouthoken/juuyou/kougakuiryou/index.html)）にポスター、リーフレット等を掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

記

- 70歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※ 特定医療費受給者及び特定疾患医療受給者の取扱いについては、通知によること。

- 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」と記載すること。  
なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うものであること。
- 診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により、「特記事項」欄等が未記載で請求した場合については、平成30年11月請求分までは、一律に返戻することなく柔軟に対応するよう審査支払機関等に連絡済であること。（別紙参照）

事務連絡  
平成 30 年 8 月 9 日

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に伴う  
「特記事項」欄等における未記載の取扱いについて

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成 30 年 7 月 13 日保医発 0713 第 1 号）は、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 210 号）が、平成 30 年 8 月 1 日から施行されることに伴い、同日から適用することとしております。

これにより、原則 70 歳以上の患者については、診療報酬請求書等における「特記事項」欄への略号及び訪問看護療養費請求書等における「特記」欄への略称の記載を行うこととなります。

しかしながら、平成 30 年 8 月 1 日からの適用までに診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により「特記事項」欄等が未記載の請求も見込まれることから、審査支払事務において、保険医療機関等から「特記事項」欄等が未記載で請求された場合については、平成 30 年 11 月審査分までは下記のとおり取り扱いいただくよう、都道府県国民健康保険団体連合会及び支払基金の都道府県支部に対し周知方よろしくお願ひいたします。

なお、当該取扱いとした保険医療機関等へは、「特記事項」欄等のみなし扱い及び次月以降の対応について連絡を行うようお願ひいたします。

記

- 負担割合が 3 割の患者において請求されるレセプトについては、「特記事項」欄の略号又は「特記」欄の略称（以下、「略号等」という。）を「区ア」とみなすこと。ただし、「負担金額」又は「一部負担金額」が、請求点数からみて 3 割分でない場合、又は「区ア」の限度額に一致していない場合は、略号等において「区イ」又は「区ウ」の該当であることが疑われるため、返戻等により略号等の確認及び記載を行うこと。

- ・ 負担割合が2割又は1割の患者において請求されるレセプトについては、略号等を「区工」とみなすこと。ただし、摘要欄等において、低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの確認ができた場合は「区才」とみなすこと。
- ・ 医療保険と特定疾病給付対象療養の併用レセプトの場合についても返戻等により略号等の確認及び記載を行うこと。